

- 学則
- 茨城キリスト教大学における修学支援に関する規程
- 茨城キリスト教大学における修学支援に関する内規
- 茨城キリスト教大学留年生の学納金に関する規程
- 授業料等学納金の延納・分納に関する規程
- 茨城キリスト教大学授業料減免規程
- 茨城キリスト教大学授業料減免規程施行細則
- 茨城キリスト教大学大学生奨学金規程
- 茨城キリスト教大学大学生奨学金規程施行細則
- 茨城キリスト教大学学業優秀賞規程
- 茨城キリスト教大学外国語奨励賞規程
- 演習、アドヴァイザーグループ
および公認学生団体補助金使用規程
- 茨城キリスト教大学学生団体企画奨励金規程
- 茨城キリスト教大学学生見舞金等に関する規程
- 特定非常災害被災在学生に対する学納金一部減免措置に関する規程
- 茨城キリスト教大学学生専用駐車場使用規程
- 自治会規約

規則・規程

○学則

第1章 目的および使命

第1条 本学は茨城キリスト教学園に属する認定こども園、中学校、高等学校と連携し、一貫した教育体系の最高機関として、キリスト教の精神による人格教育に基づき豊かな教養を培うと共に、深く学術を研究教授し、知的応用能力をもって地域社会はもとより広く国際社会に奉仕する人物を養成することを目的とする。

第2章 大学院、学部、学環および附属認定こども園

第2条 本学に次の大学院、学部、学環、学科および附属認定こども園を置く。

大学院	文学研究科
	英語コミュニケーション専攻
	生活科学研究科
	食物健康科学専攻
	心理学専攻
	看護学研究科
	看護学専攻
文学部	現代英語学科
	児童教育学科
	文化交流学科
生活科学部	心理福祉学科
	食物健康科学科
看護学部	看護学科
経営学部	経営学科
未来教養学環	
附属認定こども園	せいじ園
	みらい園

2 文学部は、幅広く豊かな教養を身につけ、教育、保育、国際交流など、多様な分野において地域社会ならびに国際社会に貢献する人材の養成を目指す。

1) 現代英語学科は、国際交流語としての英語の基本的かつ高度な運用能力を有し、国際化する現代社会で活躍する人材を養成する。

2) 児童教育学科は、初等教育および保育に関する専門知識を有し、未来を担う子どもの健やかな成長支援と学校教育、保育ならびに子育て支援に携わる有為な人材を養成する。児童教育学科に、教育目標に応じて次の履修コースを設ける。

児童教育コース
幼児保育コース

3) 文化交流学科は、国内外の歴史、社会および文化に関する専門知識を有し、実践的な交流を通して世界に奉仕する人材を養成する。

3 生活科学部は、心と生命を持ち、共同体の中で自然と共生しながら生きる、傷つきやすく精妙な人間を癒し、その良き生を守る人材の養成を目指す。

1) 心理福祉学科は、心理と福祉、二つの専門領域が相互にその専門性を高めあいながら学生を育み、地域の社会福祉に貢献する人材を養成する。

2) 食物健康科学科は、人間の基本的な営みである食を科学と文化の視点から教授研究して地域社会の発展に寄与するとともに、食べ物と健康の関わりを管理、教育する人材を養成する。

4 看護学部看護学科は、生命の尊厳への深い畏敬の念と、人間に対する深い洞察力と温かい感受性を有し、地域の保健医療福祉に貢献する人材の養成を目指す。

5 経営学部経営学科は、幅広い教養と倫理観を備え、経営の専門的知識を有し、地域社会ならびに国際社会で活躍する人材の養成を目指す。

6 未来教養学環は、全学部・学科が提供する現代的専門知の要諦を自ら学際的に紡いで現代教養として会得し、これを未来に生ずる問題の発見・解決に資する汎用的な知識・技能にまで高め、卒業後もこの力を研ぎ究め続ける熱意を失わず、もって我々の市民社会がその未来を切り拓くことに爾々と貢献してゆく教養人の養成を目指す。

7 大学院の学則については、別にこれを定める。

8 附属認定こども園の園則および必要な規程については、別にこれを定める。

第3章 学生定員

第3条 本学の学生入学定員および収容定員は次のとおりとする。

	入学定員	編入学定員		収容定員	
		2年次	3年次		
文学部	現代英語学科	70名	5名【4】	5名【4】	305名【20】
	児童教育学科	130名	5名【4】	15名【12】	565名【36】
	文化交流学科	60名	—	5名【4】	250名【8】
生活科学部	心理福祉学科	60名	—	5名【4】	250名【8】
	食物健康科学科	80名	—	—	320名
看護学部	看護学科	80名	—	—	320名
経営学部	経営学科	70名	—	5名【4】	290名【8】
未来教養学環		20名	—	—	80名

未来教養学環の入学定員および収容定員は、文学部、生活科学部、経営学部の定員の内数とし、【 】は、各学科に係る内数を示す。

第4章 修業年限・学年・学期および休業日

第4条 本学の修業年限を4年とし、在学年限は8年を超えることができない。

2 2年次編・転入学生の修業年限は3年とし、在学年限は6年を超えることができない。

3 3年次編・転入学生の修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えることができない。

4 学部または学環において必要と認めるときは、進級要件を別に定めることができる。

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6条 学年は前期、後期の2期にわけ、その期間については、毎年度の学事暦によって定める。

第7条 学年の定期休業日は次のとおりとする。

日曜および国民の祝日に関する法律に規定する休日

夏期休業

冬期休業

春期休業

2 前項の定期休業日のうち夏期休業、冬期休業、春期休業の期間については、毎年度の学事暦によって定める。

3 夏期休業、冬期休業、春期休業の期間中に、補講、集中講義、実習等の授業を行う場合がある。

第8条 臨時休業日については、そのつど学長がこれを定める。

第9条 必要がある場合には、学長は休業日を変更することがある。

第5章 教育課程

第10条 本学の教育課程は、全学教養課程、学科専門課程、学環課程および資格課程によって構成する。

2 全学教養課程は、第1条に掲げる本学の使命を全学的かつ中心的に担う課程として、全学教養科目と称する授業科目群をもって運用し、キリスト教精神にもとづくリテラシー教育を通じて高い見識をそなえた自律的市民の育成を目指す。

3 学科専門課程は、第2条に掲げる各学科の設置目的を実現する課程として、学科科目と称する授業科目群をもって運用する。

4 学環課程は、第2条に掲げる未来教養学環の設置目的を実現する課程として、学環科目と称する授業科目群をもって運用する。

5 資格課程は、全学教養課程・学科専門課程、学環課程の補完・深化を目的とする複数の資格・免許課程をもって構成し、その取得要件となる授業科目群をもって運用する。

第11条 授業科目およびその単位数と授業時数は、別表Iのとおりとする。

2 別表Iの改定を含む教育課程の編成・運用・改善に関わる事項は、『茨城キリスト教大学教育課程の編成・運用・改善に関する規程』において別に定める。

第12条 各学年の授業実施期間は定期試験等の日数も含めて35週を標準とする。

第6章 履修方法および単位算定基準

第13条 履修方法は『履修規程』において別に定める。

第14条 各授業科目の単位数は、次の基準によって算定する。

1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とし、15時間の授業をもって1単位とする。

2) 演習については、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とし、15時間の授業をもって1単位とする科目、

または、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とし、30時間の授業をもって1単位とする科目のいずれかとする。

- 3) 実験および実技については、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とし、30時間の授業をもって1単位とする科目、または、45時間の授業をもって1単位とする科目のいずれかとする。
 - 4) 実習については、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とし、30時間の授業をもって1単位とする科目、または、45時間の授業をもって1単位とする科目のいずれかとする。
 - 5) 卒業研究については、これらに必要な学修等を勘案して単位数を定める。
- 2 前項第1号から第3号までに規定する授業科目については、本学の教育課程における授業の方法を、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項に規定する授業の方法により修得する単位数は卒業要件単位のうち60単位までとする。
- 4 第2項に規定する授業の実施に係る申請その他の事項については別途内規を定める。

第7章 学修の評価および試験

第15条 単位を得るためには、その授業科目の授業に出席し、試験に合格しなければならない。ただし、出席時数が前条に定める全授業時数の3分の2に満たない場合には、受験資格を与えない。

2 法定学校感染症の罹患、罹患の疑い、罹患のおそれがある場合の授業欠席は公欠とし、原則として受験資格に関わる前項の算定に含めない。ただし、評価に際して支障のあるときは、当該科目の担当教員と学務部との協議においてその対応を決するものとする。

第16条 学生が履修した授業科目の成績は、当該科目の担当教員がこれを定める。

2 各授業科目の成績は、AA、A、B、C、Fをもって表わし、AA、A、B、Cを合格とする。

第17条 病気その他やむを得ない事情によって、第15条に定める試験に欠席した者は、所定の手続きを経て追試験を受け、単位の認定を受けることができる。

2 卒業見込み者で、一定の条件を満たしている者は再試験を受け、単位の認定を受けることができる。

3 追試験および再試験に関しては、『試験規程』に定める。

第8章 卒業の認定および学位の授与

第18条 学則第4条に定める期間本学に在学し、所属学部ごとまたは学環において定めた科目を履修し、所定の単位を修得した者について、当該学生が所属する学部の教授会または学環会議の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項に定める卒業に必要な科目区分および最低修得単位数は、別表Ⅱに定めるとおりとする。

3 第1項に定める各学部および学環において授与される学位は、次のとおりとする。

- 1) 文学部現代英語学科 学士(文学)
- 2) 文学部児童教育学科 学士(文学)
- 3) 文学部文化交流学科 学士(文学)
- 4) 生活科学部心理福祉学科 学士(生活科学)
- 5) 生活科学部食物健康科学科 学士(生活科学)
- 6) 看護学部看護学科 学士(看護学)
- 7) 経営学部経営学科 学士(経営学)
- 8) 未来教養学環 学士(学術)

4 デュアル・ディグリー制度を利用して本学に留学する学生(以下デュアル・ディグリー生という)の学位の授与に関しては、学則第4条、第18条第1項、第2項を準用する。

第9章 入学、退学、転学および休学

第19条 入学の時期は学年の初めを原則とする。

第20条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者。
- 2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者。
- 3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者。またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
- 4) 文部科学大臣の指定した者。
- 5) 高等学校卒業程度認定試験または大学入学資格検定に合格した者。
- 6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。

7) その他、相当の年齢に達し、本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

第21条 出願手続き、および選抜の方法は、そのつどこれを公示する。

第22条 他の大学の学生で、当該大学の学長の承認を受けて本学に転入学を志願する者は、選考のうえ2年次または3年次への転入学を許可することがある。

2 転入学を許可された者の、入学前の既修得単位の認定に関しては、『茨城キリスト教大学編転入学生の入学前の既修得単位の認定に関する規程』に定める。

第23条 次の各号の一に該当する者は、各学部教授会の認定により2年次または3年次への編入学を許可することがある。

- 1) 学士の称号を有する者で、編入学を志願する者。
- 2) 短期大学、高等専門学校、工業教員養成所、養護教諭養成所を卒業した者で、編入学を志願する者。
- 3) 学校教育法施行規則第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校または教員養成諸学校等の課程を修了し、または卒業した者で、編入学を志願する者。
- 4) 本学との間にあらかじめデュアル・ディグリーに関する協定を締結している外国の大学からのデュアル・ディグリー生。

2 編入学を許可された者の、入学前の既修得単位の認定に関しては、『茨城キリスト教大学編転入学生の入学前の既修得単位の認定に関する規程』に定める。

第24条 入学を許可された者は、所定の手続きを、決められた期間内に終了させなければならない。

2 前項の手続きをしない者については、入学許可を取り消す。

3 教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学(外国の大学・短期大学を含む)を卒業または中途退学のうえ、本学1年次に入学した者の、他の大学または短期大学における既修得単位を、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとして単位を認定することがある。

第25条 退学を希望する者は、保証人連署のうえ、その理由書を提出し、許可を受けなければならない。

第26条 願いにより退学した者および本学則第44条により除籍となった者が再入学を希望するときは、その理由書を提出し、許可を受けなければならない。

2 再入学に関しては、『茨城キリスト教大学再入学に関する規程』に定める。

第27条 他の大学へ転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第28条 学内における転籍は、試験を行ったうえ、これを認めることがある。

第29条 病気その他、やむを得ない事情により休学を希望する者は、保証人連署のうえ、医師の診断書または詳細な理由書を提出し、許可を受けなければならない。

第30条 休学の期間は通算2年を超えることができない。

2 休学期間は、原則として第6条に定める学年の学期(半期)ごとに設定するものとする。

3 前項の休学期間は在学期間には算入しない。

4 休学期間は、第1項に定める通算2年を限度として、新たな届出により学期ごとに延長できる。

第31条 休学期間中にその事情が変化したときは、願いにより復学を許可することがある。ただし、学期の途中で復学した場合は、当該学期の学納金の全額を納入するものとし、当該学期の休学在籍料は返金する。

第10章 外国において中等教育を受けた学生

第32条 外国において相当の期間、中等教育(中学校および高等学校に相当する学校における教育)を受けた者で、本学に入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、特別選考を行ったうえ、入学を許可することがある。

第33条 前条に基づいて入学した者については、外国語科目の履修について特例を認めることがある。

第11章 留学

第34条 次の各号の一に該当する者は、各学部教授会、学環会議の認定により留学を許可することがある。

- 1) 本学との間にあらかじめ学生の相互交流を目的とする協定または本学からの留学に関する協定が成立している外国の大学・短期大学またはこれに相当する高等教育機関等の授業科目を履修することを希望する者。
 - 2) 本学との間にあらかじめデュアル・ディグリーに関する協定を締結している外国の大学において、デュアル・ディグリー制度を利用することを希望する者。
- 2 前項による留学は、本学における学籍上の扱いを在学のままと

する留学（以下在学留学という）とする。

第35条 在学留学の許可を受けた者については、その許可を受けた期間を本学における在学年数に算入する。

第36条 在学留学の許可を受けた者が留学した大学等において修得した単位のうち、当該学生の所属する学部教授会または学環会議が適当と認めたものは、本学の卒業に必要な単位として認定することがある。ただし、認定しうる単位数は、30単位を限度とする。なお、デュアル・ディグリー制度を利用して在学留学する学生の単位認定については、別に定める。

第12章 資格

第37条 本学が開設する各種資格取得のための科目を履修し、単位を修得したものは、次の各項に掲げる資格を取得することができる。

2 教育職員免許法の定めるところにより、本学が開設する授業科目のうち、所定の科目を履修し、単位を修得した者は、次の免許状を取得することができる。

- 1) 文学部現代英語学科
高等学校教諭一種免許状（英語）
中学校教諭一種免許状（英語）
 - 2) 文学部児童教育学科
小学校教諭一種免許状
特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者）
特別支援学校教諭一種免許状（肢体不自由者）
特別支援学校教諭一種免許状（病弱者）
幼稚園教諭一種免許状
 - 3) 文学部文化交流学科
高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
中学校教諭一種免許状（社会）
 - 4) 生活科学部心理福祉学科
高等学校教諭一種免許状（福祉）
高等学校教諭一種免許状（公民）
中学校教諭一種免許状（社会）
 - 5) 生活科学部食物健康科学科
高等学校教諭一種免許状（家庭）
中学校教諭一種免許状（家庭）
栄養教諭一種免許状
 - 6) 看護学部看護学科
養護教諭一種免許状
- 3 学校図書館法の定めるところにより、本学が開設する授業科目のうち、所定の科目を履修し、単位を修得した者に、学校図書館司書教諭となる資格を与える。
- 4 社会教育法の定めるところにより、本学が開設する授業科目のうち、所定の科目を履修し、単位を修得した者に、社会教育主事となる資格を与える。
- 5 博物館法の定めるところにより、本学が開設する授業科目のうち、所定の科目を履修し、単位を修得した者に、学芸員となる資格を与える。
- 6 児童福祉法の定めるところにより、本学が開設する授業科目のうち、文学部児童教育学科および幼児保育コースの所定の科目を履修し、単位を修得して文学部児童教育学科を卒業する者に、保育士となる資格を与える。
- 7 社会福祉法の定めるところにより、本学が開設する授業科目のうち、所定の科目を履修し、単位を修得した者に、社会福祉主事となる資格を与える。
- 8 社会福祉士及び介護福祉士法の定めるところにより、本学が開設する授業科目のうち、所定の科目を履修し、単位を修得して生活科学部心理福祉学科を卒業する者に、社会福祉士試験受験資格を与える。
- 9 栄養士法の定めるところにより、本学が開設する授業科目のうち、所定の科目を履修し、単位を修得して生活科学部食物健康科学科を卒業する者に、管理栄養士国家試験受験資格および栄養士資格を与える。
- 10 食品衛生法の定めるところにより、本学が開設する授業科目のうち、所定の科目を履修し、単位を修得して生活科学部食物健康科学科を卒業する者に、食品衛生管理者および食品衛生監視員となる資格を与える。
- 11 保健師助産師看護師法の定めるところにより、本学が開設する授業科目のうち、所定の科目を履修し、単位を修得して看護学部看護学科を卒業する者に、看護師国家試験受験資格を与える。さらに、所定の科目を履修し単位を修得した者には、保健師国家試験受験資格を与える。
- 12 その他の資格について、取得に必要な要件は別に定める。

第13章 授業料等学納金

第38条 入学金、授業料、設備費、その他学納金、および入学検定

料等手数料の金額、および納入方法については、別表Ⅲのとおりとする。

第39条 授業料等学納金は、それぞれ所定の期日までに納入しなければならない。

2 特別の理由がある場合には、授業料等学納金の月割分納、延納、減免を認めることがある。

第40条 前条第2項の規定により分納、延納、減免の取扱いを希望する者は、願書に詳細な理由書をつけて、保証人連署のうえ、学長に提出し、許可を受けなければならない。

第41条 当該学期履修登録期間の最終日までに休学を届出た者は、所定の休学在籍料を納入するものとし、当該学期分の学納金を納入済の場合は返金するものとする。

2 前項の届出を行った者が当該学期分の学納金延納願を提出済の場合は、当該延納願を無効とする。

3 当該学期履修登録期間の最終日を超えて休学を届出た者に対しては、納入済の当該学期分学納金は原則として返金せず、休学在籍料は徴収しない。

4 延納願を提出した者が前項の届出を行う場合、原則として当該学期分の学納金を延納期限までに納入しなければならない。またこの場合、休学在籍料は徴収しない。

第42条 在学留学生は、在学留学期間中、授業料を除いた学納金の納入を免除する。ただし、在学留学生のうち特に優れた者に対しては、在学留学期間中の授業料の納入も免除することがある。

2 授業料を含む学納金の納入を全額免除される在学留学生を「特別在学留学生」という。特別在学留学生は、手続き料5万円を納入するものとする。

第43条 既納の授業料等学納金は、原則としてこれを返さない。

2 入学前に納入した学納金の取扱いについては、別に定める。

第44条 授業料等学納金を理由なく所定の期日までに納入しない者には催告を行い、なお納入しないときには除籍することがある。

第14章 賞罰

第45条 他の学生の模範となる行為のあった者は、これを表彰することができる。

第46条 学則に違反し、または学生としての本分にもとる行為のあった者は、学長が当該学生の所属する学部教授会または学環会議の意見を徴し、これを懲戒することがある。懲戒は、退学、停学および訓告とする。

2 退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者。
- 2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者。
- 3) 正当の理由がなくて出席常でない者。
- 4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

第15章 職員組織

第47条 本学に次の職員を置く。ただし、必要に応じて非常勤の職員を置くことができる。

- 学長
- 学部長
- 学環長
- 教授、准教授、講師、助教、助手
- 事務部長、次長、事務職員、その他

2 学長は、指名により副学長を置くことができる。

3 学長、副学長、学部長の選出に関しては、『茨城キリスト教大学学長候補者選出規程』、『茨城キリスト教大学副学長選出規程』、『茨城キリスト教大学学部長選出規程』に定める。

4 学環長は学長が指名する。

第48条 本学の事務組織は、別にこれを定める。

第16章 教授会および学環会議

第49条 学長が学校教育法の規定に則り校務をつかさどり、かつ所属職員を統督するにあたり、必要な事項を決定するために参酌すべき意見を表明する組織として、本学に各学部教授会、学環会議、合同教授会を置く。

第50条 各学部教授会は、当該学部の学部長、教授、准教授、講師および助教をもって組織する。ただし、学長、副学長、年度毎に雇用契約を結ぶ教育職員を除く。

2 各学部教授会は、当該学部長が主催・招集する。

3 各学部教授会は、学長に対し意見として表明する次の事項を審議決定する。

- 1) 当該学部学生の入学および転籍に関する事項。
- 2) 当該学部学生の試験および卒業に関する事項。
- 3) 当該学部学生の指導、厚生、賞罰に関する事項。
- 4) 他学部または学環からの転籍に関する事項。
- 5) 当該学部の教育課程に関する事項。

- 6) 当該学部の諸規程に関する事項。
- 7) 当該学部の教員の採用または昇任に関し、学園理事長に推薦する事項。
- 8) その他当該学部の運営に必要な事項のうち、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

第51条 合同教授会は、各学部教授会の構成員をもってこれを組織する。

- 2 合同教授会は、学長が主催・招集する。
- 3 合同教授会は、学長に対し意見として表明する次の事項を審議決定する。

- 1) 本学学則・諸規程の改正に関する事項。
- 2) その他全学の運営に関する事項のうち、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

第52条 学環会議は、学環長および学環教員をもって組織する。

- 2 学環会議は、学環長が主催・招集する。
- 3 学環会議は、学長に対し意見として表明する次の事項を審議決定する。

- 1) 学環学生の入学および転籍に関する事項。
- 2) 学環学生の試験および卒業に関する事項。
- 3) 学環学生の指導、厚生、賞罰に関する事項。
- 4) 他学部から学環への転籍に関する事項。
- 5) 学環の教育課程に関する事項。
- 6) 全学教養課程に関する事項。
- 7) 学環の諸規程に関する事項。
- 8) その他学環の運営に必要な事項のうち、学環会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

第53条 学長は、前条に定める各学部教授会、学環会議および合同教授会の決議を尊重し、原則としてその決議に即して校務をつかさどる。

2 学長は、その法的権能により前項の決議事項と異なる校務の執行を決定するとき、または前項の決議事項を執行しないことを決定するときは、当該教授会または学環会議に対し速やかにその理由を説明する義務を負う。

第54条 教授会および学環会議主催者は、必要に応じて事務部長その他事務職員を教授会または学環会議に出席させることができる。ただし、事務職員は、議決には参加しない。

第55条 その他各学部教授会および合同教授会、学環会議の運営については、『茨城キリスト教大学教授会運営規則』『茨城キリスト教大学未来教養学環会議運営規程』に定める。

第17章 大学運営会議

第56条 学長が学校教育法の規定に則り校務をつかさどり、かつ所属職員を統督するにあたり、学長の命に基づいて本学の教育研究方針策定と管理運営を担い、またそのために必要な事項を調整する組織として、学長のもとに茨城キリスト教大学運営会議を置く。その構成と具体的職務については、『茨城キリスト教大学運営会議規程』に定める。

第18章 図書館

第57条 本学に附属図書館を置き、茨城キリスト教大学図書館と称し、その利用と運営については『茨城キリスト教大学図書館規程』に定める。

第19章 センター

第58条 本学に学術研究センター、情報センター、地域・国際交流センター、キャリア支援センター、カウンセリング子育て支援センター、教職支援センターを置き、それらの運営については、それぞれ『茨城キリスト教大学学術研究センター規程』、『茨城キリスト教大学情報センター規程』、『茨城キリスト教大学地域・国際交流センター規程』、『茨城キリスト教大学キャリア支援センター規程』、『茨城キリスト教大学カウンセリング子育て支援センター規程』、『茨城キリスト教大学教職支援センター規程』に定める。

第20章 派遣学生および特別聴講学生

第59条 本学学生で、本学卒業要件中の科目を他大学または短期大学において履修することを希望する者があるときは、派遣学生として、当該学生の所属する学部教授会または学環会議の議を経てこれを許可することができる。

第60条 他大学または短期大学の学生で、当該大学の卒業要件中の科目を本学において履修することを希望する者があるときは、本学の教育研究に支障がない限り、特別聴講学生として、各学部教授会、学環会議または合同教授会の議を経てこれを許可することができる。

第61条 特別聴講学生には本学学則を準用する。ただし、第8章および第14章の各条は適用しない。

第62条 派遣学生および特別聴講学生の授業料その他については、『茨城キリスト教大学派遣学生および特別聴講学生に関する規程』に定める。

第21章 聴講生および科目等履修生

第63条 本学学生以外の者で、本学の授業科目中、1または数科目の受講を希望する者があるときは、教育研究に支障がない限り、聴講生および科目等履修生として、これを許可することができる。ただし、科目等履修生の場合は、各学部教授会、学環会議または合同教授会の議を経るものとする。

第64条 聴講生および科目等履修生の区分は、次の各号による。

- 1) 聴講生：単位の修得を目的としない者。
- 2) 科目等履修生：単位の修得を目的とする者。
- 3) 特別科目等履修生：本学入学前に本学の授業科目を履修する者。

第65条 聴講生および科目等履修生には本学学則を準用する。ただし、第8章および第14章の各条は適用しない。

第66条 聴講生および科目等履修生の受講料その他については、『茨城キリスト教大学聴講生に関する規程』、『茨城キリスト教大学科目等履修生に関する規程』、『茨城キリスト教大学特別科目等履修生に関する規程』に定める。

第22章 公開講座

第67条 本学は適時に公開講座を開設することができる。

第23章 厚生保健施設

第68条 本学に保健室を設ける。

2 保健室の業務を円滑に実施し、学生の健康管理に資することを目的として、本学に学校医を置く。

第69条 本学に学生寮を設け、その利用と運営については、『茨城キリスト教大学学生寮規程』に定める。

第24章 自己点検・評価及び授業改善

第70条 本学の教育研究水準の向上を図り、本学創設の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について本学は自ら点検および評価に努める。

2 前項の点検・評価を行うための組織等については、『茨城キリスト教大学内部質保証に関する規程』に定める。

第71条 本学は、授業内容およびその方法の改善を図るため、組織的な研修ならびに研究を実施する。

2 前項の研修および研究を行うための組織等については、『茨城キリスト教大学授業改善委員会規程』に定める。

附 則

1 本学則は所轄官庁の認可の日をもって実施する。

附則2から48まで記載省略

49 本学則は2016（平成28）年4月1日から施行する。

50 本学則は2017（平成29）年4月1日から施行する。

ただし、第15条の規定は、2017（平成29）年度に在籍する全学生に適用する。

51 本学則は2018（平成30）年4月1日から施行する。

52 本学則は2019（平成31）年4月1日から施行する。

53 本学則は2020（令和2）年4月1日から施行する。

54 本学則は2021（令和3）年4月1日から施行する。

55 本学則は2022（令和4）年4月1日から施行する。

56 本学則は2023（令和5）年4月1日から施行する。

ただし、学則第3条の規定にかかわらず、2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの入学定員は次の通りとする。

児童教育学科幼児保育専攻 70名

経営学科 60名

なお、第14条第2項および第3項の規定は2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までに在籍した全学生においても適用する。

57 本学則は2024（令和6）年4月1日から施行する。

ただし、学則第3条の規定にかかわらず、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの入学定員は次のとおりとする。

児童教育学科児童教育専攻 70名

児童教育学科幼児保育専攻 60名

58 本学則は2025（令和7）年4月1日から施行する。

○茨城キリスト教大学における修学支援に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学等における修学の支援に関する法律（以下「法」という。）に基づき、本学の学生の修学を支援する際に必要な事項を定める。

(修学支援の定義)

第2条 この規程で用いる「修学支援」は、法第3条に規定された「確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免」をさす。

(修学支援に係る認定等を行う組織)

第3条 本学が、修学支援の対象者を選考、判定、認定（以下「認定等」という。）する原案を作成するために、茨城キリスト教大学修学支援委員会（以下「修学支援委員会」という。）を組織する。

- 2 修学支援委員会は、以下に掲げる構成員をもって組織する。
学環長、各学科・コースの主任、学生委員、学務部長、学務部副部長、学務部次長、学務部学務課長、その他学務部長が必要と認める者。
- 3 議長は学務部長が務める。
- 4 修学支援委員会は学務部長が招集する。

(修学支援に係る認定等に向け作成する原案)

第4条 修学支援委員会は以下について審議し、原案を作成する。

- (1) 修学支援対象者の認定のための選考（法施行規則第9条関係）
 - (2) 修学支援を受けようとする者に係る選考（同第10条関係）
 - (3) 修学支援対象者の学業成績の判定（同第12条関係）
 - (4) 修学支援対象者等の収入額及び資産額の判定（同第13条関係）
 - (5) 修学支援の額の変更（同第14条関係）
 - (6) 修学支援対象者の認定の取り消し（同第15条、第16条および第17条関係）
 - (7) 修学支援対象者の認定の効力の停止と解除（同第18条関係）
- 2 認定等の基準については、別に定める。

(事務所管部署)

第5条 本支援に関わる事務の所管部署は学務部とする。

(改定)

第6条 この規程の改定は、修学支援委員会、合同教授会の議を経て学長がこれを行う。

附則

- 1 この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2024（令和6）年4月1日より施行する。

○茨城キリスト教大学における修学支援に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、大学等における修学の支援に関する法律（以下「法」という。）および茨城キリスト教大学における修学支援に関する規程（以下「規程」という。）第4条第2項に基づき、修学支援に関する認定等にかかわる事項を定める。

(修学支援を受けようとする者に係る選考の基準と方法)

第2条 規程第4条第1項第2号において修学支援を受けようとする者を「高等学校等における各教科に属する科目の学習の状況がおおむね十分満足できるものと総括的に評価される」と判定する際には、本支援を申請する学生の高等学校第3学年次の全体の学習成績の状況が3.5以上であることを証明する書面の提出をもって行う（法施行規則第10条第2項第1号イ関係）。

2 規程第4条第1項第2号において修学支援を受けようとする者を「当該確認大学等の入学者を選抜するための試験の成績が当該試験を経て入学した者の上位二分の一の範囲に属する」と判定する際には、学環、学科またはコースごとかつ順位による判定を行った入学試験の種類ごとに行うものとする（同）。

3 規程第4条第1項第2号において修学支援を受けようとする者を「GPA等がその在学する確認大学等の学部等における上位二分の一の範囲に属する」と判定する際には、「学部等」を「学環、学科またはコース」に、「GPA等」を「学年末単年度GPA」に読み替える（法施行規則第10条第2項第2号イ関係）。なお、GPAは小数第5位を四捨五入し、小数第4位まで表す。

4 規程第4条第1項第2号の修学支援を受けようとする者のGPAを「上位二分の一の範囲に属する」と判定する際には、上位二分の一の順位が複数名いる場合には、複数名全てを「上位二分の一の範囲に属する」と判定し、修学支援対象者の選考の対象とする（法施行規則第10条第2項第1号イ、第2号イ関係）。

5 規程第4条第1項第2号において修学支援を受けようとする者が「将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、当該確認大学等における学修意欲を有することが文書、面談等により確認できること」を、確認する文書は様式1（A様式1）とする（法施行規則第10条第2項第1号ロおよび同項第2号ロ関係）。

(修学支援対象者の学業成績（標準修得単位）の判定方法)

第3条 規程第4条第1項第3号および第6号の修学支援対象者の標準修得単位数は、法施行規則第12条および第15条における別表第2に定められた計算式に基づき算出する。単位数の割合を算出する場合には、小数点以下を切り捨てる。

2 前項に定める標準修得単位数を用いて「警告」および「廃止」の判定時に使用する表のうち、甲欄には食物健康科学科と看護学科を除くすべての学科および未来教養学環の学生が該当し、乙欄には食物健康科学科および看護学科の学生が該当する。ただし2021（令和3）年度までに入学した看護学科の学生は甲欄に該当する。

3 「警告」の判定に用いる「標準修得単位数の7割以下」を以下とする。

	甲	乙
1年次末	21単位以下	22単位以下
2年次末	43単位以下	44単位以下
3年次末	65単位以下	67単位以下

4 「廃止」の判定に用いる「標準修得単位数の6割以下」を以下とする。

	甲	乙
1年次末	18単位以下	19単位以下
2年次末	37単位以下	38単位以下
3年次末	55単位以下	57単位以下

(修学支援対象者の学業成績（出席率）の算出方法)

第4条 規程第4条第1項第3号および第6号の修学支援対象者の出席率は、以下のように算出し、小数点以下を切り捨てる（法施行規則第12条および第15条における別表第2関係）。

出席率(%) = 認定等を行う年度末において修学支援対象者が履修した科目における総出席回数 / 認定等を行う年度末において修学支援対象者が履修した科目における総授業回数 × 100

(修学支援対象者の学業成績（GPAの順位）の判定基準)

第5条 規程第4条第1項第3号および第6号の修学支援対象者の「GPA等が学部等における下位四分の一の範囲に属すること」という判定は、「学部等」を学環、学科またはコース、「GPA等」を「学年末単年度GPA」として行うものとする（法施行規則第12条および第15条における別表第2「警告」の基準二関係）。

2 規程第4条第1項第3号および第6号において修学支援対象者の「GPA等が学部等における下位四分の一の範囲に属すること」について、下位四分の一の順位が複数名いる場合には、複数名全てを「下位四分の一の範囲に属さない」と判定し、「警告」の対象としない（法施行規則第12条および第15条における別表第2「警告」の基準二関係）。

3 規程第4条第1項第3号および第6号において修学支援対象者の「GPA等が学部等における下位四分の一の範囲に属する」と判定された後、成績調査等により訂正された場合、他の学生の判定は変更しない（法施行規則第12条および第15条における別表第2「警告」の基準二関係）。

(修学支援対象者の修業年限で卒業できないことが確定する判定基準)

第6条 規程第4条第1項第6号において修学支援対象者の認定取り消しの判定に際し、「廃止」の区分に該当する学業成績の基準のうち「修業年限で卒業できないことが確定したこと」は、以下のときとする（法施行規則第15条第1項第2号における別表第2「廃止」の基準一関係）。

- (1) 茨城キリスト教大学学則第50条第3項第2号に基づき、学部教授会または学環会議が修業年限で卒業できないことが確定

したと審議決定したとき。

- 「生活科学部食物健康科学科の進級要件に関する規程」に基づき、学部教授会が進級できないと審議決定したとき。
- 「看護学部看護学科科目の履修に関する規程」により、在学する年次において配置年次に定めた科目を履修する要件を満たさないと判明したとき。
- 3年次末までに修得した単位のうち、卒業要件にかかわる単位数が、未来教養学環および食物健康科学科を除く学科においては74単位以下、食物健康科学科においては78単位以下であることが判明したとき。
- 前項の規定のうち、看護学科において2022年度以降に入学した学生にあっては、「74単位」とあるものは「77単位」と読み替えるものとする。
- その他、本学が定めた進級にかかわる要件を満たさないと判明したとき。

(修学支援対象者の認定の取り消しの基準について)

- 第7条 「学業成績が著しく不良であると認められるもの」は「修得した単位数の合計が標準修得単位数の1割以下」または「出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない」場合をさす(法施行規則第16条第2号関係)。
- 標準修得単位数の計算方法は第3条に準ずる。
 - 「学業成績が著しく不良である」と認められる「標準修得単位数の1割以下」を以下のように定める。

	未来教養学環および全ての学科
1年次末	3単位以下
2年次末	6単位以下
3年次末	9単位以下

4 「災害、傷病その他やむを得ない事由」は学生等本人に帰責性がない場合をさす。ただし、アルバイト等の課外活動については、当該活動が学費、生活費等を得るため等の理由があるものであっても、当該事由には含まないものとする(法施行規則第16条第2号関係)。

(改定)

第8条 この内規の改定は、修学支援委員会の議を経て学長が行う。

附則

- この内規は、2020(令和2)年4月1日から施行する。
- この内規は、2023(令和5)年4月1日から施行する。
- この内規は、2024(令和6)年4月1日から施行する。ただし2023(令和5)年度までに入学した児童教育学科の学生、2024(令和6)年に児童教育学科に編転入学した学生、2025(令和7)年に児童教育学科3年次に編転入した学生については、コースを専攻に読み替えて適用する。
- この内規は、2025(令和7)年4月1日から施行する。

○茨城キリスト教大学留年生の学納金に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学(以下「本学」という)学則第38条の規程に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(留年生学納金)

- 第2条 修業年限内に所定の単位を修得できない留年生の学納金については、本学学則第38条(別表Ⅱ)に定める年間授業料の4分の1と年間設備拡充費の4分の1のほか、1単位当たり22,000円×卒業要件に対する不足単位数を加算した額とする。
- 前項の上限は、年間授業料に年間設備拡充費の2分の1を合わせた額とする。
 - 実験実習費は、4年間納入した者には徴収しない。ただし、履

修する科目により実習費が必要な場合がある。実験実習費とは、情報教育費、児童教育学科実験実習費、食物健康科学科管理栄養士養成・実験実習費、看護学科実験実習費をいう。

4 九月卒業を希望する場合の学納金も上記金額と同額とする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、学生委員会・合同教授会の議を経て、学長が行う。

附則

- この規程は、2014年4月1日から施行する。
- この規程は、2016年4月1日から施行する。

○授業料等学納金の延納・分納に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学学則第39条および第40条に基づき、経済的に修学困難な学生に対して、修学機会を継続・確保するために、授業料等学納金(以下「学納金」という)の延納・分納について必要な事項を定める。

(申請手続き)

- 第2条 学納金を所定期日までに納入ができない者は、前期分は前期学納金納入期間、後期分は後期学納金納入期間に延納願または分納願を学務部を経て学長に提出し、許可を得なければならない。
- 延納または分納を許可された者は、前期分は6月15日、後期分は12月15日までに納入しなければならない。この日が金融機関の休業日にあたる場合は、納入期限をその前日とする。
 - 分納の回数は、3回を上限とする。

(選考および許可)

第3条 延納願または分納願を提出した者は、原則として学務部長、学務副部長または学務次長と面談確認を行う。

2 延納願または分納願および面談結果に基づき学生委員会において審査し、学長がこれを許可する。

(除籍)

第4条 第2条第2項に規定する期日までに所定の学納金を納入しなかった者は、学則第44条の規定により除籍となる。ただし、特別な事情が生じた場合、学長判断で納入期日を猶予する場合がある。(所管部署)

第5条 学納金の延納・分納に関する事務は、学務部が取り扱うものとする。

(改定)

第6条 この規程の改定は、学生委員会・合同教授会の議を経て、学長が行う。

附則

- この規程は2012年4月1日から施行する。
- 本規程は2018(平成30)年7月1日から施行する。

○茨城キリスト教大学授業料減免規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学学則第39条、第40条、および大学院学則第30条に基づき、経済的理由により修学が困難な学生および大学院生に対し、授業料を減免して学業を継続させることを目的とする。

2 私費外国人留学生の授業料減免規程は別に定める。

(資格)

第2条 この規程により授業料を減免される者は、次の要件を備えていなければならない。

- 授業料の支弁が困難であること。
- 学業成績が良好であること。
- 学業継続の意志が固いこと。
- 申請する年度において大学等における修学の支援に関する法令に係る経済支援、茨城キリスト教大学大学生奨学金、茨城キ

リスト教大学保護者会奨学金を受けていないこと。

(減免の額)

第3条 減免の額は、大学等における修学の支援に関する法令Ⅲ区分の給付型奨学金と授業料減免額の合計金額相当額とする。ただし、当該学生の通学形態により金額を定めるものとする。

(申請手続き)

第4条 この規程による授業料の減免を希望する者は、次にあげる必要書類を所定期日までに、学務部に提出しなければならない。

- 所定の申請書
- 家庭の所得を証明するもの
- その他大学が必要と認めた書類

(選考および決定)

第5条 この規程により授業料を減免される者の選考は、学生委員会の審査を経て、学長がこれを決定する。

(取消および返還)

第6条 この規程により授業料の減免を認められた者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免を取り消し、減免された額の一部または全額の返還を求めることができる。

- (1) 学則による退学・停学の処分を受けたとき。
- (2) 申請書など提出書類に虚偽が認められたとき。

(所管部署)

第7条 この減免制度の運営に関する事務は、学務部が取り扱うものとする。

(細則)

第8条 この規程の細則は、別に定める。

(改定)

第9条 この規程の改定は、学生委員会および合同教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附則

- 1 この規程は2000年1月17日から施行する。
- 2 この規程は2012年4月1日から施行する。
- 3 この規程は2014年4月1日から施行する。
- 4 この規程は2019年4月1日から施行する。
- 5 この規程は2020年4月1日から施行する。

○茨城キリスト教大学授業料減免規程施行細則

第1条 この施行細則は、茨城キリスト教大学授業料減免規程の施行について必要な事項を定めたものである。

第2条 減免者の選考は、毎年1回、次の基準により行う。

- (1) 申請者の家庭の経済状況、生活状況を中心に、本人の健康状態、申請時点までの単位の修得状況、学業成績および人物等を勘案して選考する。なお、経済状況については、家計支持者の家計基準の金額が、給与所得者841万円以下、給与所得者以外355万円以下であることとする。ただし、経済状況が急変した学生はこの限りではない。
- (2) 前項における家計基準とは、申請者本人の父母またはこれに代わって家計を支えている者の収入金額をいい、給与所得者にあつては源泉徴収票の支払金額とし、給与所得者以外にあつては確定申告書等の所得金額とする。
- (3) 申請者は学生委員会による面接を受けるものとする。

第3条 申請に必要な提出書類は次のとおりである。

- (1) 所定の申請書
 - (2) 家庭の所得を証明するもの
 - (3) 成績証明書
- ①申請時点までの本学での全成績証明書

②1年次生および編転入学生の場合は、上記および高等学校の調査書または出身校の成績証明書

(4) その他必要と認めた書類

第4条 選考についての手順および時期は次の通りである。

- (1) 授業料減免者募集について学内掲示 5月上旬
- (2) 説明会開催と申請書の配布 6月上旬
- (3) 申請 6月上旬から6月下旬
- (4) 学生委員会による面接・審査 7月中旬
- (5) 学長による決定 8月上旬

附則

- 1 この施行細則は、茨城キリスト教大学授業料減免規程施行に伴い、2000年1月17日から施行する。
- 2 この施行細則は、2011年1月17日から施行する。
- 3 この施行細則は、2012年4月1日から施行する。
- 4 この施行細則は、2013年4月1日から施行する。
- 5 この施行細則は、2015年4月1日から施行する。
- 6 この施行細則は、2019年4月1日から施行する。
- 7 この施行細則は、2020年4月1日から施行する。

○茨城キリスト教大学大学生奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、ICグローバル人材育成奨学金規程第2条第3項に基づき、経済的支援を必要とする学生および大学院生に対し、奨学金を支給することを目的とする。

(資格)

第2条 この規程により奨学金を支給される者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 授業料の支弁が困難であること。
- (2) 学業成績が良好であること。
- (3) 学業継続の意志が固いこと。
- (4) 上記要件を備え、茨城キリスト教大学授業料減免（以下、「授業料減免」という。）の申請をした者。

(奨学金の額および支給対象者数)

第3条 毎年度の奨学金の額は、ICグローバル人材育成奨学金規程第3条第2項に基づき常任理事会にて決定した配分額を奨学金総額とし、一人当たりの支給額および支給対象者数は学生委員会の議を経て学長が決定する。

(申請手続き)

第4条 この規程による奨学金を希望する者は、次に挙げる必要書類を学務部に提出することとする。ただし、授業料減免の申請をすることが要件であることから、授業料減免申請の際に提出した書類をもって充てる。

- (1) 所定の申請書

(2) 家庭の所得を証明するもの

(3) その他大学が必要と認めた書類

(選考および決定)

第5条 この規程により奨学金を支給される者の選考は、学生委員会の審査を経て、学長がこれを決定する。

(取消および返還)

第6条 この規程により奨学金の支給を認められた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金支給対象を取り消し、支給額の一部または全額の返還を求めることができる。

- (1) 学則による退学・停学の処分を受けたとき。
- (2) 申請書など提出書類に虚偽が認められたとき。

(所管部署)

第7条 この奨学金支給制度の運営に関する事務は、学務部が取り扱うものとする。

(細則)

第8条 この規程の細則は、別に定める。

(改定)

第9条 この規程の改定は、学生委員会および合同教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附則

- 1 この規程は2019年4月1日から施行する。
- 2 この規程は2020年4月1日から施行する。

○茨城キリスト教大学大学生奨学金規程施行細則

第1条 この施行細則は、茨城キリスト教大学大学生奨学金規程の施行について必要な事項を定めたものである。

第2条 奨学金支給対象者は、毎年1回行われる茨城キリスト教大学授業料減免（以下、「授業料減免」という。）の申請を行なった者のうち、授業料減免の選考審査により順位付けされ減免対象者から漏れた学生および大学院生を支給対象候補者とし、順位の高い者から順に支給対象者を選考する。

第3条 申請に必要な提出書類は授業料減免申請書類をもって充てる。

第4条 選考についての手順および時期は次の通りである。

- (1) 授業料減免および大学生奨学金について学内掲示 5月中旬
- (2) 説明会開催と申請書の配布 6月上旬

(3) 授業料減免および大学生奨学金への申請 6月上旬から6月下旬

(4) 学生委員会による面接・審査 7月中旬

(5) 学長による順位決定 8月上旬

(6) 常任理事会による奨学金総額の決定

(7) 学生委員会による奨学金単価および支給対象者数の検討ならびに支給対象者の検討

(8) 学長による奨学金単価および支給対象者の決定

附則

1 この施行細則は、茨城キリスト教大学大学生奨学金規程施行に伴い、2019年4月1日から施行する。

2 この施行細則は、2020年4月1日から施行する。

○茨城キリスト教大学学業優秀賞規程

(目的と名称)

第1条 茨城キリスト教大学（以下「本学」という。）の学生の学習意欲をさらに高めるとともに、全学の活力を向上させることを目的として、「茨城キリスト教大学学業優秀賞」を設け、該当する学生を表彰する。

(選考)

第2条 前条の学生を選考するにあたり、学業優秀賞受賞候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置し、学生委員および学環長、各学科・コース主任をもって構成する。

2 選考委員会の委員長は、学務部長が務める。

3 選考委員会は、毎年4月から6月までの時期に、前年度（選考対象当該年度）の成績が確定した各学部および学環学生を対象に、年次ごとに学業優秀賞受賞候補者の選考を行う。

4 学業優秀賞は、次の各号に定める基準をすべて満たす学生をその受賞候補者とする。

(1) 当該学年度のGPA（評定平均値）が学則に定める学科または学環の入学定員の上位5%以内であること。

(2) 前号に定めるもののうち、児童教育学科においては、入学年度の学生募集要項で定めるコースごとの募集人員の上位5%以内であること。

(3) 当該学年度のGPAが3.20以上であること。

(4) 選考対象となる学年度に1年次生または2年次生であった者は30単位以上、3年次生であった者は25単位以上を修得していること。

5 選考委員会は選考された学生を学長に推薦し、これに基づいて学長が学業優秀賞受賞者を認定する。

(表彰および表彰を受ける者の権利)

第3条 表彰は、原則として毎年6月下旬までに学長が行う。

2 表彰を受ける者に認定証を授与する。

3 認定証を授与された者に、卒業するまで大学院生と同じ資格で本学図書館を利用する権利を与える。

4 認定証を授与された者のうち、各学科（コース）および学環の各学年において最も優秀な成績を修めた学生若干名については、認定証を授与された年度の後期学納金のうち、授業料の半額および設備拡充費の半額の合計額を褒賞金として給付する。

(事務所管部署)

第4条 学業優秀賞に関わる事務の所管部署は学務部とする。

(改定)

第5条 この規程の改定は、合同教授会の議を経て学長が行う。

附則

1 本規程は2018年4月1日より施行する。

本規程の施行をもって、「茨城キリスト教大学文学部学業優秀賞規程」、「茨城キリスト教大学生生活科学部学業優秀賞規程」、「茨城キリスト教大学看護学部学業優秀賞規程」、「茨城キリスト教大学経営学部学業優秀賞規程」を廃止する。

2 本規程は2020年4月1日より施行する。

3 この規程は2024（令和6）年4月1日より施行する。ただし2023（令和5）年度までに入学した児童教育学科の学生および2024（令和6）年に児童教育学科に編転入学した学生、2025（令和7）年に児童教育学科3年次に編転入学した学生については、コースを専攻に読み替えて適用する。

4 この規定は2025（令和7）年4月1日より施行する。本規程の施行をもって、「茨城キリスト教大学文学部学業優秀賞に関わる内規」、「茨城キリスト教大学生生活科学部学業優秀賞に関わる内規」、「茨城キリスト教大学看護学部学業優秀賞に関わる内規」、「茨城キリスト教大学経営学部学業優秀賞に関わる内規」を廃止する。

○茨城キリスト教大学外国語奨励賞規程

(目的と名称)

第1条 異なる文化に対する深い理解と寛容な精神を育むことは本学のリベラル・アーツ教育の核心的な目的のひとつである。外国語の学びはそうした目的の達成に必須の知的過程として重要な基盤をなすものであり、ここに本学学生の外国語の学習意欲をさらに高め、ひいては大学全体の異文化へのアプローチをいっそう促進することを目的として、本学入学後に受験した外国語の検定試験において優秀な成績を修めた学生を表彰する制度を設ける。

2 この賞の名称を「茨城キリスト教大学外国語奨励賞」とする。

(賞の種類と基準)

第2条 外国語奨励賞の種類と基準は以下のとおりとする。

1) 外国語奨励賞（英語）：以下のうちいずれか1項目を満たすこと。

現代英語学科の学生

ア) TOEIC：730以上 ※ TOEIC（IP）を含む

イ) TOEFL－iBT：72以上

ウ) TOEFL－ITP：530以上

エ) 実用英語技能検定準1級以上

現代英語学科以外の学生

オ) TOEIC：600以上 ※ TOEIC（IP）を含む。

カ) TOEFL－iBT：61以上

キ) TOEFL－ITP：500以上

ク) 実用英語技能検定試験2級A以上

2) 外国語奨励賞（ドイツ語）

ドイツ語技能検定3級以上

3) 外国語奨励賞（フランス語）

実用フランス語技能検定3級以上

4) 外国語奨励賞（中国語）

中国語検定3級以上

5) 外国語奨励賞（コリアン）：以下のうちいずれか1項目を満たすこと。

ア) ハングル能力検定準2級

イ) 韓国語能力試験3級以上

(申請)

第3条 上記奨励賞の基準に該当する者は、当該外国語の検定試験のスコア、または合格を証明する書類を添付して、申請書を学務部に提出するものとする。

2 同一言語に関する申請は、在学期間を通じて一度限りとする。

3 申請の時期は、毎年度の7月末日あるいは1月末日までとする。ただし、学務部窓口の休業日を除く。

(表彰)

第4条 外国語奨励賞の表彰を受けた学生には、「外国語奨励賞」の認定書を授与する。

2 表彰に該当する学生は、申請した翌学期以降の在学期間、大学院生と同等の資格で本学図書館を利用することができるものとする。

3 外国語奨励賞の受賞者には、5万円を奨励金として給付する。ただし、4年次以上の学生においては、7月末日を過ぎてからの申請は奨励金給付の対象としない。

(取消および返還)

第5条 この規程により奨励金給付を認められた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金給付を取り消し、給付された額の一部または全額の返還を求めることができる。

1) 学則による退学・停学の処分を受けたとき。

2) 申請書など提出書類に虚偽が認められたとき。

(事務取扱)

第6条 外国語奨励賞に関する事務の所管部署は学務部とする。

(改定)

第7条 本規程の改定は、合同教授会の議を経て学長が行うものとする。

附則

1 本規程は2018年4月1日より施行する。

2 本規程は2020年4月1日より施行する。

○演習、アドバイザーグループおよび公認学生団体補助金使用規程

(目的)

第1条 この規程は、演習、アドバイザーグループおよび公認学生団体へ補助金を交付することにより、教職員と学生との親睦を深め、指導・助言の充実をはかることを目的とする。

(対象)

第2条 この規程は、本学教員が担当する演習、アドバイザーグループおよび公認学生団体を対象とする。

(適用範囲)

第3条 この規程による補助金の適用範囲は以下のものとする。

- 1 教職員と学生の親睦に関わる経費。
- 2 参考資料等購入経費。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、ひとつの演習、アドヴァイザーグループおよび公認学生団体につき年度内1万円を限度とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の申請は、所定用紙に必要事項を記入し、事前に学務部に提出しなければならない。

(事後措置)

第6条 負担した費用の領収書は、事後学務部に提出しなければならない。

(会計処理)

第7条 補助金は会計上学生生徒福利費として処理し出金するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、学生委員会で原案を検討し、財務委員会の議を経てこれを行う。

附則

- 1 この規程は1997年4月1日から施行する。
- 2 この規程は2001年4月2日から施行する。
- 3 この規程は2012年4月1日から施行する。

○茨城キリスト教大学学生団体企画奨励金規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学学生団体企画奨励金(以下「企画奨励金」という。)について必要な事項を定める。

2 企画奨励金は、本学の課外活動の活性化および学生団体の企画・運営力向上、組織活動を通しての学生の人的成長を支援することを目的とする。

(資格)

第2条 この規程による企画奨励金を申請できる団体は次の団体のいずれかとする。

- (1) 茨城キリスト教大学の公認団体
- (2) 茨城キリスト教大学の学生を代表とし、かつ茨城キリスト教大学の学生6人以上で構成されている団体

(企画奨励金)

第3条 企画奨励金の申請は、一つの団体につき、一つの企画とする。

2 企画奨励金の交付は、一つの企画に対し、10万円を上限とする。

(申請手続き)

第4条 企画奨励金の申請を希望する団体は、次にあげる必要書類を所定の期日までに学務部長に提出しなければならない。

- (1) 申請書
- (2) 企画書
- (3) 予算書
- (4) 企画参加者名簿

(選考および決定)

第5条 企画奨励金を受ける団体の選考は、学生委員会において審査し、学務部長がこれを決定する。

(報告義務)

第6条 企画奨励金を受けた団体は、企画終了後1か月以内に活

動内容及び決算に係る報告書を学務部長へ提出しなければならない。

2 前項の報告は、企画奨励金を受けた年度内に行うものとする。活動内容に関する報告は、大学公式サイトや学園祭等で公開することとする。

(取消し及び返還)

第7条 学務部長は、企画奨励金を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条による企画奨励金決定の取消し、および支給を受けた企画奨励金の全額又は一部返還を命じることができる。

- (1) 支給された企画奨励金のうち、企画終了後の決算において余剰金が出たとき。
- (2) 前条第1項に規定する報告において、虚偽の報告をしたとき。
- (3) 前条第1項に規定する報告がないとき。
- (4) 企画奨励金を企画に供する以外の用途に使用したとき。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学務部長が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、学生委員会・合同教授会の議を経て学務部長がこれを行う。

附則

- 1 この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、2022年4月1日から施行する。

○茨城キリスト教大学学生見舞金等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学生並びに学生の保護者の死亡、災害および傷病見舞金の支給について定める。

(見舞金等の種類)

第2条 学生並びに学生の保護者に支給する見舞金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 傷病見舞金
- (2) 弔慰金
- (3) 災害見舞金

(手続き)

第3条 この規程に定める見舞金の支給は、学生あるいは学生の保護者より学務部に届出があった場合、学務部長が関係各部署と協議の上決定する。

(傷病見舞金)

第4条 学生が傷病により長期に渡って欠席する事情が生じた場合、第3条に定められた手続きに基づいて5,000円または相当品を支給することがある。

(弔慰金)

第5条 学生並びに学生の保護者が死亡した場合、次のとおり支給

する。

- (1) 学生 30,000円、生花15,000円以内、弔電
- (2) 学生の保護者 10,000円

(災害見舞金)

第6条 学生またはその保護者が災害にあった場合、災害の程度に応じ次のとおり支給する。

- (1) 全壊・全焼・流失のとき 20,000円
- (2) 半壊・半焼のとき 10,000円

(その他)

第7条 この規程に定める見舞金は、学生の演習担当者・アドヴァイザーあるいは代理人を通して学生あるいは学生の保護者に支給する。

2 学生の演習担当者・アドヴァイザーあるいは代理人の見舞い等は公務出張扱いとし学園旅費規程により交通費を支給する。ただし、日当は支給しない。

3 この規程の改正は、教授会の議を経て行う。

附則

- 1 この規則は、2003年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、2012年4月1日から施行する。

○特定非常災害被災在学生に対する学納金一部減免措置に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学学則第39条および第40条、茨城キリスト教大学大学院学則第31条に基づき、政令により特定非常災害に指定されたものうち、本学が支援対象と定める災害によって被災し、経済的に就学困難な学生に対して修学機会を継続・確保するために、授業料等学納金(以下「学納金」という)の

一部減免について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 学納金減免対象者は、第1条に定める災害の政令指定地域に居住地があり、次の各号のいずれかに該当し、経済的に就学困難である者とする。

- (1) 主たる家計支持者が災害により死亡または行方不明となった者

- (2) 家屋が全壊（全焼）の被害を受けた者
 - (3) 家屋が半壊（半焼）の被害を受けた者
- 2 前項における経済的に就学困難である者とは、主たる家計支持者の収入金額が、以下のいずれかに該当する者のことを言う。
- (1) 給与所得者の場合は、源泉徴収票に記載されている支払金額が841万円以下である者
 - (2) 給与所得者以外の場合は、確定申告書等に記載されている所得金額が355万円以下である者

(学納金の定義)

第3条 この規程における学納金とは、学則別表に定める入学金、授業料、設備拡充費、実験実習費をいう。

2 実験実習費とは、学則別表に定める情報教育費、児童教育学科実験実習費、食物健康科学科管理栄養士養成・実験実習費、看護学科実験実習費をいう。

(減免額と減免適用回数)

第4条 減免の額と減免適用回数は、以下のとおりとする。

- (1) 主たる家計支持者が死亡または行方不明となった場合の減免額は、前期または後期学納金の30%とする。減免適用回数は1回のみとするが、学長が特に必要と認める場合は、財務委員会の審議を経て、2回目以降の減免適用を行うことがある。
- (2) 全壊（全焼）の場合の減免額は、前期または後期学納金の30%とする。減免適用回数は1回のみとするが、学長が特に必要と認める場合は、財務委員会の審議を経て、2回目以降の減免適用を行うことがある。
- (3) 半壊（半焼）の場合の減免額は、前期または後期学納金の20%とする。減免適用回数は1回のみとする。
- (4) 本項第1号・第2号・第3号に定める減免額は、第3条に定める学納金の費目ごとにその減免割合を乗じて計算するものと

する。

- (5) 前号に定める計算において、当該減免額および他の各種奨学金等の額を差し引いた額が負の値となる費目については、その納入額を0円とする。

(申請手続き)

第5条 学納金の一部減免を受けようとする者は、次の書類を、学務部を経て学長へ提出する。

- (1) 減免申請書
- (2) 家庭の所得状況を証明するもの
- (3) 主たる家計支持者が死亡または行方不明となった場合は、そのことを公的に証明する書類。
- (4) 全壊（全焼）の場合または半壊（半焼）の場合は、そのことが記載された罹災証明書。

(選考および決定)

第6条 減免対象者は、学生委員会がその審査を経て選考し、学長がこれを決定する。

(学納金の返還)

第7条 学納金の一部減免を認められた者のうち、既に学納金を納めていた者については、減免額分を返還するものとする。

(所管部署)

第8条 本規程に基づく学納金一部減免措置に関する事務は、学務部が所管する。

(改定)

第9条 本規程の改定は、合同教授会および合同研究科会議の審議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、2020（令和2）年2月1日から施行する。

○茨城キリスト教大学学生専用駐車場使用規程

(目 的)

第1条 この規程は茨城キリスト教大学（以下「本学」という）学生の自動車通学に関し、必要な事項を定める。

(自動車の定義)

第2条 この規程における「自動車」とは、本学学生が通学のために使用する普通自動車および軽自動車をいう。

(自動車通学の制限)

第3条 本学学生の通学は電車、バス等の公共交通機関により行うものとするが、本学が必要と認めた者のみ、自動車通学を許可する。（担当部署）

第4条 自動車通学および学生専用駐車場（以下「駐車場」という）に関する事務は、学務部において行うものとする。

(駐車場使用の許可基準)

第5条 駐車場を使用できるのは次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 病気その他身体的理由により自動車通学を希望する者
- (2) 自動車通学でなければ不便をきたす者
- (3) その他特別の理由がある者

(駐車場使用の許可)

第6条 駐車場の使用を希望する者は、学務部長に申請の上、許可を得なければならない。

(許可証等の交付申請)

第7条 第5条の基準に基づき許可申請を行う者は、次の各号に掲げる書類を所定の期日までに学務部へ提出しなければならない。

- (1) 自動車通学および駐車場使用許可願（別紙様式）
 - (2) 運転免許証の写
 - (3) 任意自動車保険証（対人保険金額は無制限とする）の写
- 2 前項により願出のあった者については学務部で審査の上、自動車通学および駐車場使用を許可するものとし、許可した者に対しては許可証およびパスカードを交付する。
- 3 許可証の有効期間は当該年度間とする。ただし、卒業年度生は卒業式当日までとする。
- 4 許可証の有効期間内であっても、申請内容に変更が生じたときは、速やかに学務部に届け出るものとする。
- 5 許可証が破損もしくは紛失したときは、再交付願（別紙様式）を学務部へ提出し、再交付を受けなければならない。
- 6 パスカードの交付を受けた者は、これを他人に貸与または譲渡してはならない。また、破損もしくは紛失したときは、速やかにその旨を学務部に届けて、再交付を受けなければならない。
- 7 学年の途中での休学、退学または自動車通学の取りやめなどの理由により、駐車場を使用しなくなるときはその旨を学務部に届けなければならない。

(許可証の提示)

第8条 交付を受けた許可証は、運転席前面の識別できる位置に置

くこと。

(駐車場使用料)

第9条 自動車通学及び駐車場使用の許可を得た者は、駐車場使用料を本学に納入しなければならない。

- (1) 年間使用料は30,000円とする。年度途中で契約する場合は1か月につき2,500円とし、許可月を含め年度末までの月数を乗じた金額とする。
- (2) 使用料は許可有効期間までの金額を納入するものとする。
- (3) 一旦納入された使用料は原則として返還しない。

(駐車場内での注意事項)

第10条 自動車通学者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車場内は指定場所に駐車する。
- (2) 駐車場内は徐行とする。
- (3) 駐車場を通行するときは歩行者を優先し、その安全を図る。
- (4) 駐車場およびその周辺においてゴミ類を捨てたり、騒音等、近隣の住民の生活を妨げる行為をしない。
- (5) 駐車場周辺等の路上に駐車してはならない。
- (6) 他人に駐車場所を又貸ししない。

(破損・被害)

第11条 駐車場内における盗難、破損および事故等による被害について、本学ではその補償等一切の責任を負わない。また、駐車場内の機器等を破損した場合は弁償しなければならない。

(事 故)

第12条 通学中における交通事故（駐車場内も含む）の場合は遅滞なく事故届（別紙様式）を学務部に提出しなければならない。

(交通安全義務)

第13条 自動車通学者は、本学の定める交通安全講習会（事故時対応法などを含む）を必ず受講しなければならない。

(指導・措置)

第14条 本学の指導、またはこの規程に従わない者には、次の措置を行う。

- (1) 警告
- (2) 始末書提出
- (3) 許可取り消し

(駐車場の使用停止)

第15条 校務上必要が生じた場合には駐車場の使用を一時停止することがある。その場合はあらかじめ学務部掲示板にて告知する。

(その他)

第16条 この規程に定めるものの他は、本学の指示するところによる。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、学生委員会・合同教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附則

- 1 この規程は、2003年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2012年4月1日から施行する。

3 この規程は、2016年4月1日から施行する。

○自治会規約

第1章

総則

第1条 (名称)

本会は、茨城キリスト教大学（以下「本学」）学生自治会（以下「本会」）と称する。

第2条 (目的)

本会は、建学の精神に基づき、平和と民主主義を守り、学生生活の向上、学問の自由を擁護し、全学生の総意を実現することを目的とする。

第3条 (所在)

本会は、本部を本学内におく。

第2章

会員

第4条 (入会)

本学に入学したものは、入学の日より会員となる。

第5条 (義務)

1. 会員は、本会則を守り、本会の決定に従う義務がある。
2. 会員は、学生大会に出席する義務がある。
3. 会員は、自治会費を納入する義務がある。
4. 会員は、規約及び機関の決定その他の決議を尊重し、その統制に従い、又本会の活動に協力しなければならない。

第6条 (権利)

本会の会員は、次の権利を有する。

1. 学生大会の決議権を行使する権利。
2. 公開の会に出席する権利。
3. 議事録を閲覧する権利。
4. 選挙権、及び被選挙権。
5. 役員をリコールする権利。
6. 学生大会の開催を要求する権利。
7. 議事を提出する権利。

第3章

構成

第7条 (組織)

本会は、本学の学生をもって構成組織する。

第8条 (機関)

本会は、第1章第2条の目的の達成のため、次の機関をおく。

1. 学生大会
2. 常任委員会
3. 議長団
4. 会計監査委員会
5. 選挙管理委員会
6. 特別委員会
7. クラブ連合委員会

第4章

役員

第9条

本会は、次の役員をおく。

常任委員会委員長	1名
常任委員会副委員長	1名以上
常任委員会書記	1名以上
常任委員会会計	1名以上
常任委員会庶務	2名以上
上記の役員	6名以上
議長団議長	1名
議長団副議長	1名
議長団書記	2名
上記の役員	4名
会計監査委員会委員長	1名
会計監査委員会副委員長	1名
会計監査委員	3名
上記の役員	5名

選挙管理委員会委員長	1名
選挙管理委員会副委員長	1名
選挙管理委員	2名以上
上記の役員	4名以上
クラブ連合委員会委員長	1名
クラブ連合委員会副委員長	2名
クラブ連合委員会書記	1名
クラブ連合委員会会計	2名
クラブ連合委員会体育館担当	2名
クラブ連合委員 各クラブ、同好会の代表	

第10条 (任期)

役員は、1年間として、その期間は、6月1日より翌年5月31日までとする。

ただし、選挙管理委員の任期は、7月1日より翌年6月30日までとする。

リコールの場合はこの限りではない。

第11条 (選挙)

役員は選挙に関しては、別に定める選挙規定（第14章）による。

ただし、第9条に該当する役員を兼任することはできない。

第12条 (補充)

役員に欠員のできた時は、15日以内に選挙を行い、その任期は前任者の残存期間とする。

その選挙方法は、第14章に基づく。

第13条 (リコール)

リコールは、別に定めるリコール規定（第16章）により実施される。

第5章

学生大会

第14条 (性格及び構成)

学生大会は、本会における意志決定の最高機関であって全会員をもって構成される。

第15条 (召集)

常任委員会委員長（=常任委員長）は、年1回、学生大会を召集する。ただし、常任委員長は、次の各項に該当する場合、臨時学生大会を、要請のあった時から7日以内に召集しなければならない。

1. 常任委員長が必要と認めた場合
2. 会計監査委員会の要請があった場合
3. 選挙管理委員会の要請があった場合
4. 本会員の10分の1以上の署名による要請があった場合

第16条 (召集の手續)

常任委員長は、定例学生大会の場合、開催の7日以前までに、日時、場所、議題を所定の場所に公示し、全学生に告示しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

第17条 (成立)

1. 学生大会は、全会員の3分の1以上をもって成立する。
2. 委任状は、原則として認めないものとする。

ただし、常任委員長が認め議長団が承認した場合に限り委任状は成立する。

第18条 (議事運営)

学生大会の議事運営は、議長団がこれを行う。

第19条 (決議)

学生大会の議事は、出席会員の過半数をもって決議される。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第20条 (付議事項)

次の事項は、大会で議決されなければならない。

1. 常任委員会の活動方針
2. 予算、及び決算報告
3. 本会則の改廃
4. 諸事項の制定、及び改廃
5. 他団体への加入、及び脱退
6. 自治会費の決定
7. 第15条各項の場合に提出された事項

第6章

常任委員会運営規定

第21条

常任委員会運営規定は、常任委員会の運営を円滑にするため、本会

会則第3章第8条の規定に基づき制定される。

第22条 (性格)

1. 常任委員会は、学生大会に次ぐ決定機関である。
2. 常任委員会役員は、学生大会及び常任委員会で決議された事項を、執行しなければならない。

第23条 (構成)

1. 常任委員会は、本会の選挙規定により選出された常任委員によって構成される。
2. 常任委員会には、第4章第9条に定めた役員をおく。
ただし、補佐の任務は、各役員の任務に準ずる。

第24条 (召集)

定例常任委員会は、月2回常任委員長がこれを召集する。常任委員長は、常任委員からの要請があった場合、臨時常任委員会を召集しなければならない。

第25条 (成立)

常任委員会は、常任委員2分の1以上の出席をもって成立する。

第26条 (議事運営)

1. 常任委員会の議事運営は、常任委員会がこれを行う。
2. 常任委員会は、学生大会、全会員、諸団体(クラブ連合委員会、各クラブ同好会、特別委員会)常任委員より提出された議題を審議しなければならない。

第27条 (議事提出権)

1. 議事提出権は、全会員がこれを有し、議事提出者は文書によって常任委員に提出する。
2. 提出者は、常任委員会の要請により議事内容を説明しなければならない。

第28条 (議決)

常任委員会における議決は、出席常任委員の過半数で決し、不可同数の場合は再審議する。

決議された事項は、直ちに常任委員会の名をもって掲示、施行される。

第29条 (常任委員長の任務及び権限)

1. 委員長は、本会をまとめ、本会を代表する。
2. 委員長は、常任委員会の日時、議題を掲示しなければならない。
3. 委員長は、必要に応じて議長団、会計監査委員会、選挙管理委員会、特別委員会、クラブ連合委員会を召集することができる。
4. 常任委員長に支障のある場合には、常任副委員長がこれを代行する。

第30条 (常任委員の任務)

委員は、委員会の議事及び決議事項を全会員に報告し、質問に応じなければならない。

第31条 (補欠選挙)

常任委員の辞任、その他の理由で欠員が生じた場合、補欠選挙を行う。

その選出方法は、第14章第70条に定める選挙規定に基づく。

第7章

議長団

第32条 (制定)

議長団は、学生大会の議事運営を円滑にするため、以下の事項に基づいて制定する。

第33条 (構成)

議長団は4名で構成され、本会の選挙規定により選出される。

第34条 (任務及び権限)

1. 議長は、学生大会の秩序を保持し、公正な立場で議事を整理し、事務を監督し、学生大会を代表する。
2. 副議長は、議長を補佐し、議長に支障のある場合にはこれを代行する。
3. 議長は、学生大会において決議された事項は、直ちに議長団の責任において掲示しなければならない。

第35条 (議事録)

1. 議事録は、書記がこれを作成し、議長が署名をして保管をする。

第8章

会計監査委員会運営規定

第36条 (目的及び制定)

会計監査委員会運営規定は、会計監査委員会の運営を円滑にするため、以下の事項に基づいて制定する。

第37条 (任務)

1. 会計監査委員会は、以下の事項に基づいて、本会の会計監査を行い、半期ごとに学生大会に、その結果を報告する。半期ごととは、11月と5月であり、5月が決算報告である。
2. 会計監査委員長は、会計監査委員をまとめ、会計監査委員会を代表する。

第38条 (構成)

1. 会計監査委員会は、5人で構成され、文学部・生活科学部・看護学部から、本会の選挙規定により選出する。
2. 会計監査委員長及び副委員長は、会計監査委員会より、1名ずつ選出する。

第39条 (召集)

会計監査委員会は、会計監査委員長がこれを召集する。

第40条 (権限)

会計監査委員会は、常任委員会、選挙管理委員会、特別委員会、クラブ連合委員会、及び各クラブの会計、並びに自治会各機関の備品の保管上不審な点、及び不正を発見した場合は直ちに調査し、その結果を、学生大会に報告し、学生大会の決議により、下記の通り処罰する権利を有する。

1. 戒告
2. 予算停止
3. 解散

第41条 (責任)

会計監査委員会は、その調査上の責任を負う。

第42条 (改廃)

本規定の改廃は常任委員会の決議を経た後、学生大会で承認を受けなければならない。

第9章

選挙管理委員会運営規定

第43条 (目的及び制定)

本規定は、本会の役員の選挙を公明にし、かつ、選挙に関する業務を円滑にするため、以下の事項に基づいて制定する。

第44条 (構成)

選挙管理委員会は、本会の選挙規定により選出された選挙管理委員によって構成される。

第45条 (任務)

1. 選挙管理委員会は、本会則に基づいて選挙に関するすべての業務、管理を行う。
ただし、選挙管理委員会は、選挙権を行使できない。
2. 選挙管理委員会は、常任委員、議長団、会計監査委員、選挙管理委員を選出しなければならない。
3. 選挙管理委員長は、選挙管理委員会で互選され、委員会を代表する。

第46条 (公示)

選挙管理委員会は、選挙の結果を開票後3日以内に公示しなければならない。

第47条 (欠員)

常任委員、議長団、会計監査委員、選挙管理委員の欠員が生じた場合には、選挙管理委員会が、本会則の第14章第70条の規定に基づき、選出する。

第10章

特別委員会

第48条 (構成及び義務)

1. 特別委員会は、特別の事務を執行するもので、常任委員会の議決によって設置され、その会期は、事務の終了までとする。
2. 全会員は、特別委員会の委員となることができる。
3. 特別委員会は、諸決定事項を文書によって常任委員会に報告する義務がある。

第11章

クラブ連合委員会運営規定

第49条 (構成)

茨城キリスト教大学クラブ連合委員会(以下、本会)はサークル、同好会の組織をもって構成される。

第50条 (目的)

本会は、茨城キリスト教大学(以下、本学)の学生の自主的な運営により、本学内における学生のクラブ活動の充実を目的とする。

第51条 (機関・任期)

本会の運営にあたっては、各サークル長に承認を受けた本学学生より以下の役員をおく。

委員長	1名
副委員長	2名
書記	2名
庶務	1名
会計	1名
体育施設担当	2名

任期は6月に改選とする。そしてその選出方法は、有志の立候補を求め、各サークル長によって承認を受け決定する。役員は学生大会に出席し、全自治会員に挨拶をすること。

第52条 (任務及び権限)

1. 委員長は会議をまとめ、本委員会を代表する。副委員長はこれを補佐し委員長に支障のある場合にはこれを代行する。
2. 委員長は本委員会及びサークル、同好会の1年間の活動状況を常任委員会に報告する。
3. 委員長は、各サークルの活動と本委員会の運営に必要な予算額を常任委員会に要求し、受け取った援助金のうち、その活動に必要な額を各クラブに配当する。その配当方法については、昨年度の活動を活動評価基準によって評価しその結果と各クラブの性格を考慮しつつ、各クラブ長との折衝によって決定する。
4. 本委員会は、各サークルがクラブ援助金を不正に使用していないかどうかを、決算時に会計監査委員会と共に調査することができる。
5. 本委員会は、クラブハウス・部室棟を管理し、各サークル及び同好会の活動状況に応じて、部室の割り当て、または使用の停止・割り当ての取り消しをすることができる。また、部室の引渡し時には割り当てを取り消したサークル及び同好会に対しその部室の清掃と有責の破損部分については修理を求めることができる。
6. 本委員会は、北体育館・テニスコート・小グラウンド、南体育館・テニスコートを使用するクラブに対し1ヶ月毎の使用スケジュールの提出を求め、調整しなければならない。また、サークルに対して使用施設及び器具などの清掃を求めることができる。
7. 本委員会は、各サークル、同好会の改廃を審議し、下記のとおり処罰する権利を有する。
 1. 警告
 2. 活動停止
 3. 格上げ及び格下げ
 4. 解散

第53条 (召集)

委員長は、次の各項に該当する場合、臨時クラブ連合委員会を、要請があったときから7日以内に召集しなければならない。

1. クラブ連合委員長が必要であると認めた場合
2. サークル、同好会からの要請があった場合
3. 常任委員会からの要請があった場合
4. 会計監査委員会からの要請があった場合
5. 選挙管理委員会からの要請があった場合
6. 特別委員会からの要請があった場合

第12章

サークル

第54条 (構成)

各サークルは、本会員をもって構成する。原則としてサークル(部活)に昇格する場合、10名以上会員がいること、また類似したサークルがない場合に適用されることとする。

第55条 (成立)

サークルは、クラブ連合委員会の作成したサークル認定基準を満たした上で、クラブ連合委員会の審査と承認をもって成立する。学生団体がサークルに昇格を求める場合、サークル認定基準を満たした上で、必要書類をそろえ、クラブ連合委員会にサークル昇格願いを提出し、審査と承認を受ける。

第56条 (権利及び義務)

1. 年度始め、予算を請求する権利を有する。
2. 活動計画の発表及び活動経過報告をクラブ連合委員会へ報告する義務がある。
3. 予算及び中間決算報告、決算報告の作成及びその報告書をクラブ連合委員会に提出する義務がある。
4. 各サークルは、その活動を停止または解散した場合、すみやかに、クラブ連合委員長に届け出る義務がある。
5. 各サークルの責任者は、サークルの連合委員会に出席する義務がある。
6. クラブに所属している者は、学生大会に参加する義務がある。

第57条 (格下げ及び解散)

各サークルは、サークル認定基準を満たさなくなった場合、又はその活動において遺憾な諸点が見られる場合、クラブ連合委員会で審議し、クラブ連合委員長の名を持って同好会にすること、又はこれを解散させることができる。

第13章

同好会

第58条 (成立・権利・義務)

<成立>

各同好会は、5名以上、(ただし本会員に限る)をもって構成され、その設立者は、その目的、計画、会員、代表者の氏名をクラブ連合委員長に届け出し、クラブ連合委員会の承認を受ける。同様に、他

に類似した同好会があった場合にも、クラブ連合に承認を受けることとする。

<権利・義務>

- ・年度始め、団体更新届けを提出し、クラブ連合委員会に承認を受ける義務がある。
- ・活動計画の発表及び活動経過報告をクラブ連合委員会へ報告する義務がある。
- ・部室棟に、部室を要求する権利を有する。ただし、クラブ連合委員会は、その活動状況に応じて使用の許可・不許可を出せる。また、クラブ連合委員会から撤去・移動の要請があった場合には直ちに従う義務がある。

第59条 (サークル昇格)

同好会は、サークルに昇格する場合、サークル認定基準を満たした上で、必要書類をそろえ、クラブ連合委員会にサークル昇格願いを提出し、審査と承認をうける。サークルとして承認された場合は、第12章の規定に適用すること。

第60条

各同好会は、その活動を停止又は解散した場合、すみやかに、クラブ連合委員会にその旨を届け出る義務がある。

第14章

選挙規定

第61条

この規定は、常任委員会、議長団、会計監査委員会、選挙管理委員会の各役員を選挙するためのものである。

第62条

選挙は、立候補を原則として、立候補のない場合は、常任委員会に一任する。

第63条 (選挙日)

選挙は、各役員の任期満了の15日以前に告示しなければならない。

第64条 (届出)

立候補者は、所定の用紙に、責任者1名を記入の上、定められた期日までに選挙管理委員会に届け出を済ませること。

第65条

同一人が同役の立候補者の責任者となることはできない。

第66条 (投票)

投票は、全会員による直接無記名とし、即日開票を原則とする。

第67条 (開票)

開票に際しては、公開する義務がある。

立会人は告示と同時に公募し、その期限は開票日までとする。

ただし、立会人は原則として5名以上とする。

第68条

選挙管理委員会は、特定の候補者のための選挙運動に携わることはできない。

ただし、立候補者の勧誘は、この限りではない。

第69条 (信任投票)

無競争の場合は、信任投票を行い、有効投票の2分の1以上の承認を必要とする。

第70条 (補欠選挙)

1. 役員が、何らかの理由によって辞退した場合は、必要な場合に限りその日から15日以内に、補欠選挙を行う。
ただし、新任役員の任期は、前任役員の残存期間とする。
2. 補欠選挙は、その日から15日以内に行わなければならない。
ただし、国民祝祭日、創立記念日、臨時休校、長期休暇は、その日数に算入しない。

第15章

会計

第71条 (経費)

本会の経費は、下記の収入をもってこれに充てる。

1. 自治会費

2. その他の収入

ただし、学生大会において決議された場合は、臨時に徴収することができる。

第72条

1. 自治会費(年間3,500円)は、毎年度の授業料と同時に納入しなければならない。

第73条 (予算、中間報告及び決算)

1. 予算案は、毎年度始め常任委員会会計が、立案作成し、常任委員会で審議した後、学生大会で承認されなければならない。
2. 中間報告書及び決算報告書は、常任委員会会計が作成し、常任委員会で審議し、会計監査を経た後、学生大会で承認されなければならない。

第74条 (会計年度)

1. 会計年度は、6月1日より翌年の5月31日までとする。
2. 前年度の余剰金及び不足金は、翌年度の経費に繰り越す。

第16章

リコール

第75条（成立）

本会各役員のリコールは、次の場合に成立する。

1. 常任委員会役員は、全会員の3分の1以上の署名要請がある場合。
ただし、この場合は、選挙管理委員会へ届け出る。
2. 議長団の役員は、全会員の3分の1以上の署名要請がある場合。
ただし、この場合は、選挙管理委員会へ届け出る。
3. 会計監査委員会の役員は、全会員の3分の1以上の署名要請がある場合。
ただし、この場合は、選挙管理委員会へ届ける。
4. 選挙管理委員会の役員は、全会員の3分の1以上の署名要請

がある場合。

ただし、この場合は、常任委員会へ届け出る。

5. クラブ連合委員会の役員は、全クラブ連合委員の3分の1以上の署名要請がある場合。
ただし、この場合は、常任委員会へ届け出る。
6. 署名には、自筆及び印鑑を必要とする。

第17章

附則

第76条（事項外）

本規約に明文なき事項は、本規約の精神に従い学生大会又は常任委員会の決定に基づき処理する。

第77条（発効）

1. 本規約は、2005年12月8日より効力を発する。
2. 本規約は、2008年5月14日から施行する。
3. 本規則は、2009年6月4日から施行する。